

「大気汚染防止法施行規則第十六条の十一第一項第三号の規定に基づき環境大臣が定めるもの（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和 2 年 1 0 月 7 日  
環境省水・大気環境局大気環境課

令和2年8月5日（水）から令和2年9月3日（木）にかけて「大気汚染防止法施行規則第十六条の十一第一項第三号の規定に基づき環境大臣が定めるもの（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおりとりまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和2年8月5日（水）～同年9月3日（木）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

14 件

3. 御意見の要旨及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問い合わせ先

環境省水・大気環境局大気環境課  
電話：03-3581-3351（内線 7573）